

自転車を安全に乗りましょう

～もしものときのための保険に入っていますか～

自転車は誰もが気軽に利用できる身近な乗り物ですが、自転車の交通事故は被害者になるだけでなく、加害者（加害車）になることもあり、注意が必要です。



警察庁交通局の「平成26年度中の交通事故の発生状況」によると、自転車事故の死傷者数（約11万人）は、①全死傷者数（約71万人）の約15%、②年齢別では、15歳以下の割合が最も多く、次いで16～19歳の順。加害者が未成年者でも、未成年者の親権者の責任が問われるケースもあります。

<自転車事故に備える>

自転車による事故で人に傷害を負わせ、高額な賠償義務を負ってしまった場合、頼りになるのは保険です。自転車保険の他に、個人賠償責任保険（他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりしたときの損害を賠償する保険）があります。

個人賠償責任保険は、自動車保険や傷害保険などの特約として付帯されている場合や、こども保険や学校で加入する団体保険にも自動付帯されている場合が多いので、付いているかどうかを確認しておきましょう。

〔こどもの自転車事故例〕

小学生が夜間自転車で走行中、歩行していた女性と正面衝突した。女性は意識が戻らなく、寝たきりの状態になった〔賠償金額 9,521万円〕。

<自転車の交通ルールを守ろう>

- 自転車は車道の左側通行が原則
- 歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行（すぐに停止できる速度）
- 安全ルールを守る
（**×** 二人乗りや並進、夜間ライトの無点灯、信号無視、一時停止無視、携帯電話やヘッドホンの使用、傘差し運転等）
- ヘルメットの着用（幼児・児童）